

# 労働者災害補償保険法施行規則第 8 条に該当する事案の調査結果について

## 1 調査の概要

8 労働局における主要な労働基準監督署 23 署において、労働者災害補償保険法施行規則第 8 条に該当する逸脱・中断事案として、平成 18 年度に新規に保険給付を行った通勤災害事案について調査した。

※ 対象労働局は、北海道労働局、新潟労働局、宮城労働局、東京労働局、愛知労働局、大阪労働局、広島労働局、福岡労働局。

## 2 調査結果

調査対象の労働基準監督署において、平成 18 年度に新規に保険給付を行った通勤災害事案は 8962 件であり、そのうち、労働者災害補償保険法施行規則第 8 条に該当する逸脱・中断事案の件数は以下のとおりである。

第 1 号	日用品の購入その他これに準ずる行為	23 件
第 2 号	職業訓練、学校教育法第 1 条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為	0 件
第 3 号	選挙権の行使その他これに準ずる行為	0 件
第 4 号	病院又は診療所において診察又は治療を受けること その他これに準ずる行為	0 件

※ 第 1 号については、帰途での買い物、食事が大部分である。

※ なお、病院に立ち寄る途中に災害が発生したが、逸脱中であることから、不支給となった事案が 2 件あった。